

充電インフラ整備促進費補助金  
申請の手引き

令和8年4月

愛知県

(2026/4/1 策定)

## < 目次 >

1	補助金の概要	1
	(1) 募集期間	1
	(2) 補助対象者	1
	(3) 補助対象施設	1
	(4) 補助対象設備	1
	(5) 補助対象経費、補助限度基数、補助率、補助限度額及び補助金の額	2
2	補助金の申請から交付までの流れと注意事項	3
	(1) 補助金の申請から交付までの流れ	3
	(2) 注意事項	4
	(3) 補助対象外となる場合について	4
3	提出書類	5
	(1) 交付申請時の提出書類	5
	(2) 実績報告時の提出書類	7
	(3) 変更があった時の提出書類	8
4	その他	9
	(1) 書類の提出先	9
	(2) 問合せ先	9

# 1 補助金の概要

## (1) 募集期間

2026(令和8)年4月1日(水)から 2027(令和9)年2月15日(月)正午まで(必着)

※予算枠に到達した場合、上記に関わらず受付を終了します。

※受付は先着順となります。

## (2) 補助対象者

次のいずれかに該当する者。ただし、国及び地方公共団体は除きます。

ア 自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者
イ 他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者

## (3) 補助対象施設

基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設。

**ただし、戸建住宅、個人宅に付随する施設、国及び地方公共団体が所有する施設は除きます。**

(補助対象施設の例:集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設、自治会集会所、月極駐車場等)

## (4) 補助対象設備

急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドのうち、次表に掲げる要件を全て満たす設備

要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(充電設備)(以下「経産省補助金」という。)において、その事業を実施する団体が交付対象となる設備として承認した充電設備であること。</li><li>・ 新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと。</li><li>・ 補助対象者の自社製品でないこと。</li><li>・ 補助対象施設の土地所有者及び建物所有者の自社製品でないこと。</li><li>・ リースにより設置する場合はリース先の自社製品でないこと。</li></ul>

(リースにより充電設備を設置する場合の条件)

- ・ リース期間を5年以上設定すること。
- ・ 充電設備の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

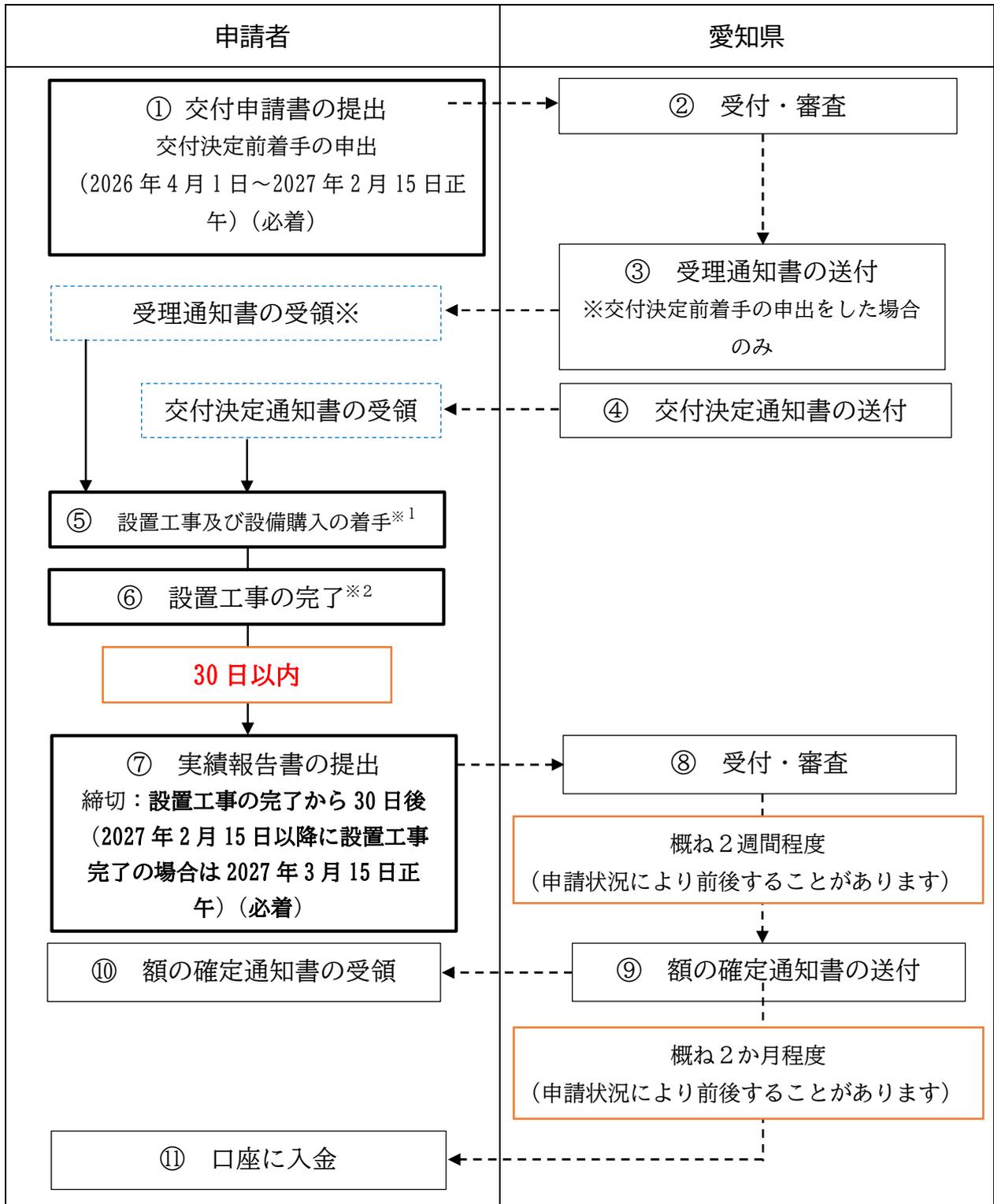
(5) 補助対象経費、補助限度基数、補助率、補助限度額及び補助金の額

補助対象経費	補助対象設備の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）
補助限度基数	急速充電設備 1施設当たり1基 普通充電設備等 1施設当たり10基又は駐車場の区画数の10%（小数点以下切り上げ）のうち少ない方。ただし、複数口を有する普通充電設備等を設置する場合は口数をもって基数とみなす。
補助率	1 / 4
補助限度額	急速充電設備 1,250千円 普通充電設備等 1基当たり175千円
1基当たりの補助金の額	次の(1)から(3)を比較して最も少ない額 (1)補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2)経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費に補助率を乗じて得た額 (3)補助対象経費又は経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費のうち少ない方の額から経産省補助金、市町村補助金及び他の補助金等における交付額を減じて得た額

- 1 1基当たりの補助金の額に千円未満の端数が出る場合には、切り捨てるものとする。
- 2 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。
- 3 補助限度基数の内容は、同一年度内における1施設当たりの補助基数とする。
- 4 経産省補助金における「充電設備の補助率」が「定額（1/1以内）」と定められた「対象となる充電設備」の導入において、経産省補助金が交付されない場合を除いて、上表に基づき算出される1基当たりの補助金の額が、0円となるため、県の補助金に係る交付申請はできません。

## 2 補助金の申請から交付までの流れと注意事項

### (1) 補助金の申請から交付までの流れ



※1 設置工事の着手とは、設置工事の発注（工事契約の締結）の時点とします。ただし、新築の施設に併せて充電設備を設置する場合は、当該施設の建築に係る契約の締結とします。

※2 設置工事の完了とは設置工事が完了し、補助対象施設が引き渡された日又は補助対象事業に係る費用の支払い完了日のいずれか遅い日の時点とします。

## (2) 注意事項

- ・ 設置工事の発注（工事契約の締結（新築の施設に併せて充電設備を設置する場合は、当該施設の建築に係る契約の締結））及び設備購入（機器の購入契約）後の申請はできません。
- ・ 設置工事の発注（工事契約の締結（新築の施設に併せて充電設備を設置する場合は、当該施設の建築に係る契約の締結））及び設備購入（機器の購入契約）は、県からの交付決定通知又は受理通知書発行後で、かつ、交付申請と同一年度に行ってください。
- ・ 実績報告書の提出を忘れないようにしてください。  
設置工事が完了した日等から 30 日以内の実績報告書を提出してください。ただし、設置工事が完了した日が 2027（令和 9）年 2 月 15 日以降である場合は、2027（令和 9）年 3 月 15 日までに実績報告書を提出してください。

## (3) 補助対象外となる場合について

以下に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 県から発送される受理通知書又は交付決定通知書の受領前に充電設備の設置工事に着手\*及び設備購入をした場合（\*設置工事の発注（工事契約の締結）。新築の施設に併せて充電設備を設置する場合は、当該施設の建築に係る契約の締結）
- ・ 2027（令和 9）年 3 月 15 日までに充電設備の設置工事が完了しない場合
- ・ 補助対象者が、次のいずれかに該当する場合
  - 1) 暴力団又は暴力団員
  - 2) 暴力団員が役員となっている団体
  - 3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- ・ 補助対象施設が、次のいずれかに該当する場合
  - 1) 戸建住宅
  - 2) 個人宅に付随する施設
  - 3) 国及び地方公共団体が所有する施設
  - 4) 要綱第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する団体又は個人が所有する施設

### 3 提出書類

#### (1) 交付申請時の提出書類

- ・必ず充電設備の設置工事及び設備購入の着手前に交付申請をしてください。
- ・申請にあたっては、以下の書類をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。

番号	書類名	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書（様式第1（第8条関係））</li> <li>・ 交付申請額に係る内訳書（別紙1）</li> <li>・ 設置場所等に係る報告書（別紙2）</li> <li>・ 誓約書（別紙3）</li> </ul>	押印は不要
2	法人による申請の場合 履歴事項全部証明書（写） 又は 現在事項全部証明書（写）	発行から3ヶ月以内
3	個人による申請の場合 住民票の写し（写）	発行から3ヶ月以内
4	法人格を持たない団体による申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該団体の現在の代表者が選定されたことを証する書類（写）</li> <li>・ 代表者の住民票の写し（写）</li> </ul>	【代表者の住民票の写し】 発行から3ヶ月以内
5	補助対象設備をリースする目的で取得する者については、リース事業を生業とすることを証する書類（写）（上記2で代替することも可）	—
6	新築の建物に補助対象設備を設置する申請の場合 建築確認通知書（写）等	—
7	補助対象経費に係る見積書（写）	設置する補助対象設備ごとに提出することとし、当該設備の購入費が確認できるもの

8	補助対象設備の設置場所見取図等	施設全体の敷地形状が確認できる図面に、充電スペース、補助対象設備を設置する場所及び駐車場の収容台数を確認できる区画を示したもの
9	工事着工前の要部写真	補助対象施設、充電スペース全景及び補助対象設備本体を設置する予定の場所がわかるもの 実際に撮影した写真データを提出すること 人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像は不可
10	補助対象設備を設置する土地の所有者と申請者が異なる場合 土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	—
11	補助対象設備を設置する建物の所有者と申請者が異なる場合 建物の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	—
12	共同所有者又は複数の区分管理者がある施設（集合住宅等）に補助対象設備を設置する場合 補助対象設備の設置が総会等で決議又は合意がされていることを証する書類	—
13	集合住宅に補助対象設備を設置する場合 補助対象設備の設置場所が集合住宅であることを証する書類	—
14	月極駐車場に補助対象設備を設置する場合 補助対象設備の設置場所が月極駐車場であることを証する書類	—
15	愛知県受取人届出書	過去に補助金申請をしており、振込口座の登録内容に変更がない場合は不要

## (2) 実績報告時の提出書類

- ・必ず充電設備の設置工事が完了した日から 30 日以内の実績報告をご提出ください。
- ・報告にあたっては、以下の書類をご提出ください。
- ・必要に応じて下記に記載のない書類のご提出をお願いすることがあります。

番号	書類名	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書（様式第 8（第 14 条関係））</li> <li>・補助金充当予定額に係る内訳書（別紙）</li> </ul>	押印は不要
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業に係る発注書又は契約書（写）</li> <li>・請求書（写）</li> <li>・領収書（写）</li> </ul>	設置した補助対象設備ごとに提出することとし、当該設備の購入費が示されているもの
3	補助対象設備の保証書（写）	設置した補助対象設備ごとに提出すること
4	補助対象設備の完成設置場所見取図等	交付申請時に提出した図面の竣工図面を提出すること
5	補助対象設備設置完了後の要部写真	交付申請時に提出した写真と同アングルで撮影したもの（補助対象設備ごと）
6	補助対象設備をリースする目的で取得した者にあつては、リース契約書（写）及びリース料金の算定根拠明細書	—
7	他の補助金等を受給する場合 その受給額が確認できる書類（写）	交付決定通知書等

8	補助金の請求書	押印は不要
---	---------	-------

### (3) 変更があった時の提出書類

・申請時から変更がある場合については、以下の書類をご提出ください。

番号	書類名	備考
1	補助対象事業計画変更承認申請書 (様式第5 (第11条関係))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業の内容について、変更しようとするとき、軽微な変更*を除きあらかじめ承認を受けなければなりません。</li> <li>※設置しようとする設備の性能及び数量に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じないもの</li> </ul>
2	その他変更内容を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容によっては提出の必要があります。</li> <li>・詳細については担当までお問い合わせください。</li> </ul>

## 4 その他

### (1) 書類の提出先

書類の提出は郵送で行っていただきますようお願いいたします。

提出の際には到着日時がわかるもの・到着確認ができるもの（レターパック、書留等）を使用してください。

宛先	住所
愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県西庁舎 6階)

### (2) 問合せ先

お問い合わせの前に…

- ・「申請の手引き」をご一読ください。
- ・国の補助金や市町村の補助金については、それぞれの実施団体や市町村にお問い合わせください。
- ・電話でのお問い合わせ際、「申請の手引き」を使って御案内する場合がありますので、「申請の手引き」を確認できる状況でお電話いただくことをお勧めします。
- ・メールでのお問い合わせの際、タイトル（件名）に『充電インフラ補助金の問い合わせ』と入力いただきますようお願いいたします。

担当	問合せ先
愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ	電 話：052-954-6217 受付時間：9時～17時30分 <u>(12時～13時を除く)</u> F A X：052-955-2029 E-mail：ondanka@pref.aichi.lg.jp